

京都市告示第 79 号

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（外環状線等沿道特別用途地区）を決定したので、法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年4月25日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を決定する土地の区域

京都市山科区大宅烏田町の全部

京都市山科区竹鼻西ノ口町、竹鼻四丁野町、竹鼻サイカシ町、竹鼻竹ノ街道町、竹鼻堂ノ前町、東野八反畑町、東野舞台町、東野門口町、東野北井ノ上町、東野片下り町、東野狐藪町、東野百拍子町、音羽野田町、音羽役出町、音羽西林、大宅御供田町、大宅石郡町、大宅細田町、柳辻番所ケ口町、柳辻平田町、柳辻封シ川町、柳辻東浦町、柳辻中在家町、柳辻草海道町、柳辻池尻町、柳辻東潰、柳辻西潰、小野弓田町、小野鐘付田町、小野河原町、小野蚊ケ瀬町、小野西浦、勸修寺東出町、勸修寺平田町、勸修寺閑林寺の各一部

京都市伏見区醍醐上ノ山町、醍醐川久保町、醍醐高畑町、醍醐新開、醍醐御霊ケ下町、醍醐北西裏町、醍醐折戸町、醍醐大構町、醍醐池田町、醍醐江奈志町、醍醐鍵尾町、石田森南町、石田大受町、石田森東町、石田森西、石田西ノ坪、石田桜木の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)